

P T A会則及び細則の見直しについて

1 概要

本校P T A会費を管理している金融機関の手続き内容に改正がありました。P T A設立日を明記した会則が必要となりましたので、条文を見直したいと思います。

また委員選出の現状を踏まえ、柔軟に委員を選考するために選出区分を見直したいと思います。

2 改正対象

2.1 P T A会則

「第1章 総則 第1条（名称及び所在地）」，「第3章 会議 第9条（機関）」

「第3章 会議 第11条（運営委員会）」，「第3章 会議 第13条（学年委員会）」

「第3章 会議 第14条（地区委員会）」，「第3章 会議 第15条（広報委員会）」

「第3章 会議 第16条（文化厚生委員会）」，「付則」

2.2 P T A会則・細則

「第2章 役員推薦委員会 第4条（構成）」

「第3章 学年委員会・地区委員会 第6条（学級会）」，「付則」

3 改正案

3.1 P T A会則 第1章 総則 第1条（名称及び所在地）

現行	第1条（名称及び所在地） この会は、青梅市立泉中学校P T Aと称し、事務局を 青梅市立泉中学校内に置く。 所在地 東京都青梅市新町1-37
改正案	第1条（ <u>設立</u> ） この会は <u>昭和58年6月18日より</u> 、青梅市立泉中学校P T Aと 称し、事務局を青梅市立泉中学校内に置く。 所在地 東京都青梅市新町1-37

3.2 P T A会則 第3章 会議

① 第9条（機関）

現行	この会に次の機関を置き、会議を行なう。 （4）学年委員会（1年、2年、3年）
改正案	この会に次の機関を置き、会議を行なう。 （4）学年委員会（1年、2年、3年、 <u>F組</u> ）

② 第11条（運営委員会）

現行	運営委員会は、会長、副会長、庶務、会計、各委員会委員長、 学級委員長、地区長をもって組織し、会務に関する審議を行い、 総会に次ぐ議決機関とする。
改正案	運営委員会は、会長、副会長、庶務、会計、各委員会委員長、 <u>学年委員長</u> 、地区長をもって組織し、会務に関する審議を行い、 総会に次ぐ議決機関とする。

③ 第13条（学年委員会）

現行	学年委員会は、各学級2名ずつ選出された委員をもって学年ごとに組織し、互選により学年委員長1名、学年副委員長1名を定め、学年行事を行なう。
改正案	学年委員会は、 <u>各学年4名以上</u> 選出された委員をもって学年ごとに組織し、互選により学年委員長1名、学年副委員長1名を定め、学年行事を行なう。

④ 第14条（地区委員会）

現行	地区委員会は、別に定める各地区2名ずつ選出された地区委員をもって組織し、互選により地区委員長1名、地区副委員長2名を定め地区活動を行なう。
改正案	地区委員会は、別に定める各地区2名 <u>以上</u> 選出された地区委員をもって組織し、互選により地区委員長1名、地区副委員長2名を定め地区活動を行なう。

⑤ 第15条（広報委員会）

現行	広報委員会は、各学級1名ずつ選出された広報委員をもって組織し、互選により広報委員長1名、広報副委員長2名を定め、広報活動を行なう。
改正案	広報委員会は、 <u>各学年3名以上</u> 選出された広報委員をもって組織し、互選により広報委員長1名、広報副委員長2名を定め、広報活動を行なう。

⑥ 第16条（文化厚生委員会）

現行	文化厚生委員会は、各学級1名ずつ選出された文化厚生委員をもって組織し、互選により文化厚生委員長1名、文化厚生副委員長2名を定め、文化厚生活動を行なう。
改正案	文化厚生委員会は、 <u>各学年4名以上</u> 選出された文化厚生委員をもって組織し、互選により文化厚生委員長1名、文化厚生副委員長2名を定め、文化厚生活動を行なう。

3.3 PTA会則 付則

現行	1. この会則は、昭和58年6月18日より実施する。 ～ 12. この会則は、平成27年5月9日第5条を一部改正し、同日施行する。 13. この会則は、令和元年5月11日第5条を一部改正し、同日施行する。
改正案	1. この会則は、昭和58年6月18日より実施する。 ～ 12. この会則は、平成27年5月9日第5条を一部改正し、同日施行する。 13. この会則は、令和元年5月11日第5条を一部改正し、同日施行する。 14. この会則は、 <u>令和2年6月30日第1条、第9条、第11条、及び第13～16条を一部改正し、同日施行する。ただし、令和2年度の各委員会については従前の例によるものとする。</u>

3.4 P T A会則・細則 第2章 役員推薦委員会 第4条（構成）

現行	役員推薦委員会は、次の人員により構成する。 （１） 各地区より１名 （２） 各学年より１名 （３） 役員より若干名 （４） 学校職員より若干名
改正案	役員推薦委員会は、次の人員により構成する。 （１） <u>第1学年より3名以上</u> （２） <u>第2学年より3名以上</u> （３） 役員より若干名 （４） 学校職員より若干名

3.5 P T A会則・細則 第3章 学年委員会・地区委員会

① 第6条（学級会）

現行	第6条（学級会） 各学級に、2名の学級委員を置き、学級正・副委員長を定め、学級会活動を行なう。
改正案	第6条 削除 <u>*条文を削除</u>

② 第3章 学年委員会・地区委員会

現行	第3章 学年委員会・地区委員会
改正案	第3章 地区委員会 <u>*「学年委員会」を削除</u>

3.6 P T A会則・細則 付則

現行	この細則は、昭和58年6月18日より実施する。 ～ この細則は、平成24年5月12日第7条を一部改正し、同日施行する。 この細則は、平成26年7月11日第1章 第3条を改正し、同日施行する。
改正案	この細則は、昭和58年6月18日より実施する。 ～ この細則は、平成24年5月12日第7条を一部改正し、同日施行する。 この細則は、平成26年7月11日第1章 第3条を改正し、同日施行する。 <u>この細則は、令和2年6月30日第4条を一部改正、第6条を削除し、同日施行する。ただし、令和2年度の各委員会については従前の例によるものとする。</u>

4 補足（P T A組織について）

令和2年度のP T A活動については従来どおりとなります（図1 参照）。

令和3年度のP T A活動からは改正後の組織となります（図2 参照）。

＊学級より選出していた委員を学年より選出します。

＊推薦委員については地区からの選出を廃止します。

＊地区長・地区委員及びF組学級委員長(正)(副)は従来と変更はありません。

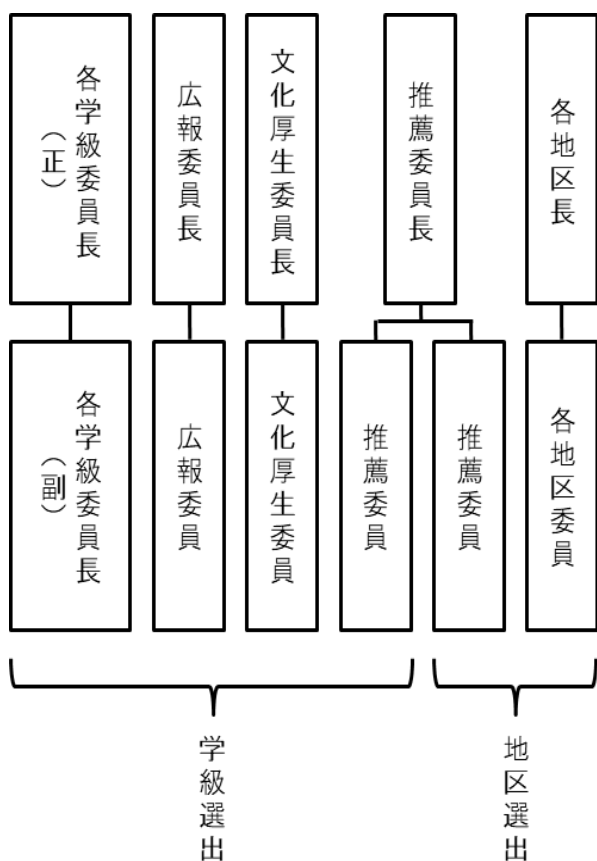


図1 令和2年度までの組織

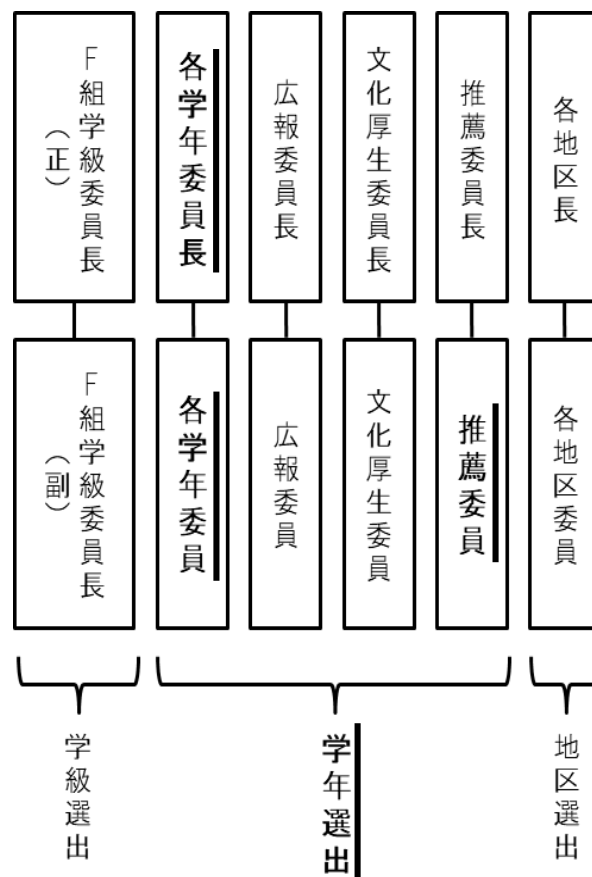


図2 令和3年度以降の組織